

令和4年度

# 練馬区の福祉人材 資格取得助成事業



## ■ 介護職員 初任者 研修受講料助成

最大8万円（受講料の9割）

- ① 介護職員初任者研修を修了
- ② 研修修了日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
- ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**研修修了日以後6か月以上**継続している  
※登録ヘルパーにあっては、さらに従事時間が**90時間**を超えている

## ■ 介護職員 実務者 研修受講料助成

最大10万円（受講料の9割）

- ① 介護職員実務者研修を修了
- ② 研修修了日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
- ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**研修修了日以後6か月以上**継続し、かつ従事した日数が**90日以上**ある

## ■ 介護福祉士 資格取得費用助成

受験手数料と登録手数料の全額

（第34回試験の場合：18,380円）（3,320円）

- ① 介護福祉士試験に合格し、介護福祉士登録証の交付を受けた
- ② 介護福祉士登録日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
- ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**介護福祉士登録日以後6か月以上**継続し、かつ従事した日数が**90日以上**ある

## 注意事項

※いずれの助成も、予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。ご了承ください。

※いずれの助成も①～③の要件を**全て満たす方**が対象です。他に助成を受けている方は申請できません。

※②の要件は、研修修了日（介護福祉士登録日）時点ですすでに対象の事業所に就労している場合、要件を満たしているものとします。

※**申請期限は要件を全て満たした日の翌日から3か月以内です。期限を過ぎた場合には受付できません。**

※助成金交付翌年度の7月頃、練馬区より「資格取得後の就労状況」に関するアンケートをお送りしますので、ご回答ください。

## 受付・問合せ

申請方法など詳しくは、事業のご案内をご覧ください。事業のご案内、申請書等は練馬区ホームページからダウンロードできるほか、下記担当部署で配布しています。

### 【申請書・事業のご案内等のダウンロード】

介護サービス事業所職員 (<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/joseiseido/>)

障害福祉サービス事業所職員 (<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/josei/>)

### 【担当部署（申請書提出先）】 〒176-8501 住所：練馬区豊玉北6-12-1

介護サービス事業所職員

➡高齢社会対策課 計画係（区役所 西庁舎3階）電話：03(5984)4584

障害福祉サービス事業所職員

➡障害者サービス調整担当課 事業者支援係（区役所 西庁舎1階）電話：03(5984)2825